



たすけあいセンター

ジュントス

JUNTOS! 通信

JUNTOSは
ポルトガル語で
“いっしょに”
日本語版

2015.11.16 発行 No.19



みんなで共に助け合おう!
地域復興のための拠点「JUNTOS」

生活再建や地域復興に向けて、片付け機材の貸出・困りごとの相談・常設型の地域交流スペースを運営中!

～ どの国の人も気持ちは一緒だよ ～



JUNTOSからのお知らせ

半壊世帯の支援制度拡充に関する特集はP2～3!

■「常総水害 復旧・復興 第2回何でも相談会」が開かれます

今回、災害復興まちづくり支援機構と常総市が共催して、以下のとおり相談会を開催することになりました。各分野の専門家が対応しますので、お困りごとやお悩みごとなどご相談ください。

【参加する専門家】

弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、中小企業診断士、公認会計士、税理士、建築士、土地家屋調査士、技術士、不動産鑑定士、マンション管理士、社会保険労務士、社会福祉士

※ 参加できない専門家が出てしまう可能性があること、ご了承ください。

日時：2015年**11**月**22**日（日）11:00～17:00

会場：常総市役所本庁舎1階 市民ホール

主催：災害復興まちづくり支援機構、常総市



■ 第2回JUNTOS井戸端会議「住民同士が想いを共有し、つながるためにできること」にご参加を!

阪神淡路大震災を機に、市民による多言語ラジオ「FMわいわい」を立ち上げ、地域防災、市民メディア、多文化共生に関して活動してきた吉富さんを交え、被災地において一人一人が思っていることを共有し、つながることが、街や暮らしの再生にどのように役立つか、できることを一緒に考えませんか?

日時：2015年**11**月**29**日（日）15:00～17:00

会場：常総市役所 議会棟 2階 大会議室

ゲスト：吉富 志津代さん

（NPO法人 たかとりコミュニティセンター 常務理事）

対象：どなたでも歓迎

主催：認定NPO法人 茨城NPOセンター・コモンズ

公益財団法人 トヨタ財団

申し込み：たすけあいセンター「JUNTOS」 ☎:0297-44-4281





特集：被災者対象の支援制度、拡充に関する動き

■ 住宅応急修理の所得制限が、撤廃に

今回の水害で、住んでいた持ち家が半壊以上の罹災判定を受けた場合、56万7千円を上限に、市が修理費用を負担する**住宅応急修理制度**があります。ただし、罹災判定が半壊の場合、世帯収入が年間500万円を超えると、所得制限で制度の対象になりませんでした。そこで多くの市民から、所得制限があると制度が使えないので見直してほしい、との声が寄せられました。



その結果、所得制限のために対象外になった世帯に、茨城県と常総市が新たな制度を作り、1世帯あたり**56万7千円**を補助することになりました。今後、県や市の議会で決定してから 受付が始まる見込みです。

ただし、今回の補助事業も、修理費用を業者に払った後では対象にならない場合があります。所得制限により応急修理制度の申請ができず、独自に修理を行っている場合で、新たに補助を受けたいという場合は、業者への支払い時期に留意してください。また修理前と後の写真や工事見積書なども保管するようにしてください。

■ 半壊世帯へ一律25万円の支援が

今回の水害では、持ち家だけでも「半壊」世帯が2,700世帯以上に及びました。けれども、国の「**被災者生活再建支援金**」は、「大規模半壊」以上でないと支援対象になりません。床上浸水が1メートルを下回ったとしても、1階にあった多くの家財を処分せざるをえなかった半壊世帯では、新たに家財を買ったり家を修復をするのに多くの資金が必要になります。

全国から県や市に寄せられた義援金などをもとにした見舞金も、常総市の今回の水害は被災世帯数がとても多いため、1回目の見舞金の配分は、1世帯あたり数万円に留まっています。このように大きな被害を受けているのに、支援が少ない半壊世帯の救済を求める声が多く寄せられていました。これを受け、県と常総市は半壊世帯について**25万円**を支援するための予算を検討中です。これにより国の支援の対象とならない半壊世帯も、応急修理（現金支給ではありません）と支援金を合わせると、最大で**81万7千円**の支援を受けることができます。なお、半壊世帯対象の新たな支援は、県や市の議会での議決を経て実施される見込みです。

見舞金については、半壊以上の世帯に通知が届いていますので、銀行振込口座を市に連絡することで振り込まれます。



■ 農産物施設などの復旧、農業用機械の再取得・修繕に助成が

農業用ハウス、果樹棚、畜舎など農産物施設の復旧（修繕に必要な資材購入含む）や、トラクター、田植機、コンバインなど農業用機械の再取得・修繕に、助成金が出ます。

金 額：費用の3割を上限（※県と市が上乗せし6割上限）

必要書類：市からの証明

要 件：この件で金融機関からの融資または地方公共団体の予算上乗せを受けていること
今後も営農継続すること

対 象：耐用年数を経過した施設・機械の再建・修繕も。
被災以降の着工であれば、事業計画承認などの手続き前の着工も。

期 限：2015年11月末

詳 細：<www.maff.go.jp/j/keiei/keikou/kouzou_taisaku/27_gou/index.html>



■ 中小企業や個人事業主への支援制度ができました！

持ち家の人には「住宅応急修理」と「被災者生活再生支援金」、家を借りていた人には「生活再生支援金」などの支援がありますが、お店などの経営をしていた事業者には融資 以外の支援策がなく、事業の再建が難しい状況があります。

そこで、新たに「被災中小企業事業継続支援事業」が創設されることになりました。これは、被災した機械・設備などを修繕・購入する場合に、**50万円**を限度として助成するというものです。アパート経営をしている方なども対象になります。こちらも県や市の議会での決定を経てから行われる見込みです。

■ 国民健康保険などの保険料が減免に

「り災証明書」の交付を受けた方は、申請することで、国民健康保険税が減免されます。該当 する世帯には市から通知文と申請書が郵送されますので、ご記入の上、同封の返信用封筒で 郵送または直接窓口へ提出してください。

全壊世帯は**全額**、大規模半壊と半壊は**2分の1**が減免となります。また被害状況にかかわらず、26年分と比べて収入が3割以上減ることが見込まれる世帯では、減免ができる場合がありますので、市の健康保険課へお問い合わせください。なお、減免の対象となるのは平成27年9月から平成28年8月の期間です。

このほか、「後期高齢者医療保険料」や「介護保険料」、「国民年金保険料」についても、被害の程度などによって減免や免除される場合がありますので、詳しくは市の担当課にお問い合わせください。



■ 無償住宅提供の第2次公募、開始！

住宅が全壊し住宅に困窮している方、または「半壊」又は「大規模半壊」の世帯で住宅の応急修理では居住困難な場合に、一定の期間、公営住宅などの無償提供を受けられる制度があります。提供される住宅によって無償提供される期間が異なります。「住宅の応急修理制度」と住宅の無償提供の両方を受けることはできません。

11月15日から19日まで住宅の無償提供の第2次公募が行われます。また民間のアパートを行政が借り上げるかたちで入居する制度もありますが、対象は原則として全壊のみとなっています。



いっしょに、地域を再生しましょう！

水海道森下町で支援活動を行っている「たすけあいセンター『JUNTOS』」では、多言語での情報提供のほか、外出が困難な方への移動サービス、軽トラックや片づけで使う機材の無料での貸し出し、避難所などから住宅に引っ越される方への支援物資の提供などを行っています。今後は、被災した方々が再会し、温かいものを食べながら情報交換ができる出前サロンを市内各地で行っていく予定です。

JUNTOSでは、車の運転、チラシや物資の配布、サロンの運営、通訳などのボランティア活動に協力していただける方を募集しています。少しの時間でも構いませんので、ご協力をお願いします。下記までご連絡ください。

災害から2カ月が過ぎ、市外に人口が流出し始め、住宅や生活の再建も地域や世帯によって差が広がりつつあります。一時的に市外に住んでいる方は、常総市との往復や2重生活の負担が増えています。避難所から慣れない地域に移り住んだ場合は、孤立の問題が生じてきます。市のアンケートでも「先が見えないことが不安」という声が一番多く寄せられています。

これらは、この常総に暮らす市民**みんなの課題**です。住んでいる地域や被災の程度、国籍の違いを超えて、いっしょに地域を再生していきましょう。



活動分野	活動内容	ボランティアで協力を求めたいこと
J (情報)	『JUNTOS通信』や多言語ラジオ番組の制作を通じた被災された方に対する情報発信	・人々の声や生活に必要な情報の収集と編集 ・通信の配布、拡散
U (運転)	移動サービス、カーシェア	・運転ボランティア
N (直し隊)	住宅の改修	・日曜大工、リフォームの手伝い
T (届け隊)	ニーズを調べ、気持ちと支援物資を自宅や引っ越し先に届ける	・物資の仕分けや配送ボランティア
O (お話し隊)	炊き出しやサロン活動を通じた、住民同士が話し合う場づくり	・足湯や傾聴のボランティア ・炊き出しボランティア
S (住み隊)	引っ越し先でのコミュニティづくり、福祉サービス付きの「福祉長屋」づくり	コミュニティづくりのコーディネーター

発行：たすけあいセンター「JUNTOS」

(運営：認定NPO法人 茨城NPOセンター・コモンズ)

常総市水海道森下町4346-3 エルバ水海道 常総線「北水海道駅」近く

☎：0297-44-4281 FAX：0297-44-4291

時間：午前10時～午後4時半

